

平成 30 年 11 月 20 日

介護予防・日常生活支援総合事業における必要な届出について

新宿区指定の介護予防・生活支援サービス事業者は、区が定める事項等に変更が生じた場合や、事業を廃止・休止する場合などは、指定権者である新宿区長あてに変更届出や事業廃止（休止、再開）届出等を行うことが必要です。

届出等に際しては、該当する様式に記載し、必要な添付書類を添えて、提出します。

届出が必要な事項及びその提出期限をあらかじめ確認していただき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに区に届出を行ってください。

1 変更届・廃止届・休止届・再開届

種 別	提 出 時 期	備 考
①変更届 (届出事項の変更)	変更から10日以内。	・変更内容による添付書類は新宿区ホームページを参照
②廃止・休止届	1か月前まで。	・利用者の移行状況がわかる書類を添付
③再開届	再開から10日以内。	・変更がある場合は「変更届」も一緒に提出

2 加算届（体制等状況一覧表）

事業所は、介護報酬の算定に関連する加算を取得する場合や体制等に変更があった場合、期日までに区へ加算届等を提出する必要があります。

(1)事業所評価加算

事業所評価加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして申し出た事業所において、評価対象期間のサービス提供実績等を基に判定し、適合する場合には加算を算定することができます。

算定を希望する事業所及び辞退する事業所は、期日までに申出の必要があります。

加算の要件を満たしていても、期日までに申出がない場合は算定できません。

申し出を行っている事業所は、「なし」と申し出るまで同加算の審査対象となるため、改めて届出を行う必要はありません。

平成31年度の事業所評価加算の算定の可否は、東京都国民健康保険団体連合会における審査を経て、平成31年2月頃に決定します。

事業所評価加算の要件	申出時期
<p>① 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県等に届け出て、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス）を行っていること</p> <p>② 評価対象期間における当該事業所の利用実人員が10人以上であること</p> <p>③ 厚生労働大臣が定める基準を満たしていること</p> <p>*要件の詳細は、平成29年3月9日付介護保険最新情報Vol.582を参照ください。</p>	<p>申し出の期限は例年10月中旬頃。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度分は平成30年10月15日期限（すでに終了）。 <p>平成32年度分は新宿区ホームページより確認ください。</p>

(2)介護職員処遇改善加算

介護の現場で働く介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てる目的を目的に創設された加算です。

介護職員処遇改善加算の申請のためには必要な要件があり、どの要件を満たしているかによって申請できる加算の区分が異なります。

介護職員処遇改善加算を取得する場合は「介護職員処遇改善計画書」を提出し、加算を取得した翌年度に「介護職員処遇改善実績報告書」の提出が必要です。

提出書類	提出時期	備考
<p>①介護職員処遇改善計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書※1 ・要件を満たすことを示す書類※2 	<p>加算を取得する年度の前年度の2月末日まで。</p> <p>（年度の途中で加算を取得する場合は、可算を取得しようとする月の前々月の末日まで。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に加算を取得していて引き続き取得する場合も提出が必要です。 <p>※1 加算区分を変更する場合は提出が必要</p> <p>※2 前年度までに処遇改善加算を取得していて、既に提出したものから変更がない場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度分の計画書の提出は新宿区ホームページで確認ください。

提出書類	提出時期	備考
②介護職員処遇改善実績報告書	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで。	<ul style="list-style-type: none"> 提出後2年間保存が必要です。 平成30年度分の実績報告書の提出は新宿区のホームページで確認ください。

(3) 上記(1)(2)以外の加算の算定に係る体制等に変更があった場合

運動器機能向上加算や栄養改善加算など新たに加算を取得する場合は、算定開始月の前月15日までに提出が必要です。

加算の取り下げの場合は速やかに提出ください。

3 様式等の掲載先

【新宿区ホームページ】

新宿区ホーム>くらし>福祉・介護>高齢者福祉

>介護予防・日常生活支援総合事業>介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報

(http://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/korei01_002071.html)

4 提出先・問い合わせ先

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区福祉部地域包括ケア推進課介護予防係

電話(直通)03-5273-4568 FAX 03-6205-5083